

**鳥取県告示第228号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
180号	日野郡日野町門谷字長畑1649-1地先から同字1660-4地先まで	平成24年3月30日
	日野郡日野町門谷字長畑1660-5地先から同字1658-1地先まで	〃
181号	日野郡日野町板井原字大井呑西畑830-34地先から同町板井原字大井呑484-1地先まで	〃
	日野郡日野町金持字古川1509地先から同字1508-1地先まで	〃
183号	日野郡日南町矢戸字カナクソ田1376地先から同町矢戸字榎田1169-14地先まで	〃
313号	倉吉市福吉町二丁目1711-1地先から同市福吉町二丁目1588-4地先まで	〃
	倉吉市耳字上ミ田722地先から同市耳字上河原803-2地先まで	〃
373号	八頭郡智頭町大字郷原字中土居138-8地先から同字150-8地先まで	〃
482号	日野郡江府町大字下蚊屋字向坂61-1地先から同地先まで	〃
	八頭郡八頭町福井字岩ヶ淵17-2地先から同町福井字上柳原69-4地先まで	〃